

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業効果

No	交付対象事業の名称	A		B					C	事業の概要(実施計画) ①目的・効果 ②交付金を充てる経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 開始期	事業 終了期	成果 目標	成果	
		総事業費	交付金	B 1		B 2		B 3							
				国のR5補正 予算分 (推奨事業 メニュー 分)	国のR5補正 予算分 (低所得世 帯支援枠 分)	国のR5補正 予算分 (低所得世 帯支援枠 分)	国のR5補正 予算分 (低所得世 帯支援枠 分)	国のR5予備 費 (給付金・ 定額減税一 体支援枠 分)							国のR5予備 費 (給付金・ 定額減税一 体支援枠 分)
		260,132,712	252,013,000	58,635,000	150,570,000	3,138,000	38,900,000	770,000	8,119,712						
1	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【物価高騰対策給付金】	155,135,408	153,708,000	-	150,570,000	3,138,000	-	-	1,427,408	①物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々を生活維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 2260世帯×70千円 事務費 3138千円 事務費の内容【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯(2260世帯)	R5.12.13	R6.3.31	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	2,306世帯(確定数)中、2,171世帯へ支給	
2	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【物価高騰対策給付金】	33,878,308	33,773,665	-	-	-	33,200,000	573,665	104,643	①デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中で低所得世帯の負担軽減を図る観点から、R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯に該当する世帯に対し給付金を支給し、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 330世帯×100千円 事務費 人件費 573千円 ④R5年12月1日において大子町住民基本台帳に記録されている者 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 480世帯中330世帯	R6.1.15	R6.6.29	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	均等割のみ課税世帯480世帯中、332世帯へ支給	
3	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【物価高騰対策給付金】	5,696,335	5,696,335	-	-	-	5,500,000	196,335	-	①デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中で低所得世帯の負担軽減を図る観点から、R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯へ子ども加算(18歳以下の子1人あたり50千円)を給付し、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得の子育て世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯における子どもの人数 110人×50千円 事務費 人件費 197千円 ④R5年12月1日において大子町住民基本台帳に記録されている者 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で扶養されている18歳以下の子の人数145人中110人	R6.1.15	R6.6.29	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	【こども加算】 非課税世帯71世帯130人(確定数)中、57世帯94人へ支給 均等割のみ課税世帯27世帯53人中、9世帯16人へ支給	
4	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【物価高騰対策給付金】	200,000	200,000	-	-	-	200,000	-	-	①デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中で低所得世帯の負担軽減を図る観点から、新たに令和6年度分住民税均等割非課税又は均等割のみ課税となる見込みの世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付し、低所得の方々の生活を維持する。 ②新たに令和6年度分住民税非課税又は均等割のみ課税となる見込みの世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 住民税均等割非課税世帯4世帯 4人×100千円=400千円 ④令和5年12月1日において大子町住民基本台帳に記録されている者 ・町で把握する家計急変世帯4世帯について、令和5年分の確定申告により令和6年度分の住民税均等割非課税又は住民税均等割のみ課税世帯に該当すると見込まれる世帯	R6.2.1	R6.6.29	令和6年3月31日までに、対象世帯4世帯4人へ100%支給	家計急変世帯4世帯のうち、令和5年分の確定申告により令和6年度に非課税世帯となる2世帯に対し、非課税世帯として給付することで、速やかに生活等の支援を実施した。	
10	物価高騰対応特産農産物等作付支援事業	3,486,000	3,486,000	3,486,000						①原油価格・物価高騰の影響により、農業経営が圧迫されていることから、作付面積に応じた補助給付することにより、特産農産物生産農家を支援する。 ②補助金 3,600千円 ③奥久慈茶作付支援事業分 3千円/10a×30ha=900千円 果樹作付支援事業分(桃、ぶどう) 3千円/10a×5ha=150千円 奥久慈りんご作付支援事業分 3千円/10a×55ha=1,650千円 奥久慈大子蒟蒻作付支援事業分 3千円/10a×20ha=600千円 特産野菜等作付支援事業分 3千円/10a×10ha=300千円 ④特産農産物作付農家	R6.1.26	R6.3.31	支援件数120件	制度利用件数140件	
11	物価高騰対応奥久慈枝物作付支援事業	92,000	92,000	92,000						①原油価格・物価高騰の影響により、農業経営が圧迫されていることから、作付面積に応じた補助給付することにより、奥久慈枝物生産農家を支援する。 ②補助金 100千円 ③1千円/10a×10ha=100千円 ④枝物作付農家	R6.1.26	R6.3.31	支援件数10件	制度利用件数15件	
12	物価高騰対応和牛乳牛飼料支援事業	16,945,000	16,945,000	16,945,000						①原油価格・物価高騰の影響により、畜産・酪農経営が圧迫されていることから、飼養頭数に応じた補助給付することにより、肉用牛生産農家及び酪農家を支援する。 ②補助金 17,350千円 ③乳用牛分 17.5千円×300頭=5,250千円 肉用牛分 5.5千円×2,200頭=12,100千円 ④畜産・酪農家	R6.1.26	R6.3.31	支援頭数2,400頭	支援頭数2,442頭	

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業効果

No	交付対象事業の名称	A					B		C その他 (一般財源 や補助対象 外経費等)	事業の概要(実施計画) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 初期	事業 終期	成果 目標	成果
		総事業費	交付金	B 1	B 2	B 3								
				国のR5補正 予算分 (推奨事業 メニュー 分)	国のR5補正 予算分 (低所得世 帯支援枠 分) 給付費	国のR5補正 予算分 (低所得世 帯支援枠 分) 事務費	国のR5予備 費 (給付金・ 定額減税一 体支援枠 分) 給付費	国のR5予備 費 (給付金・ 定額減税一 体支援枠 分) 事務費						
13	物価高騰対応奥久慈しゃも生産者支援事業	889,750	889,750	889,750					-	①原油価格・物価高騰の影響により、奥久慈しゃも生産農家の経営が圧迫されていることから、収容羽数に応じた補助給付することにより、奥久慈しゃも生産農家を支援する。 ②補助金 900千円 ③50円×18,000羽=900千円 ④奥久慈しゃも生産農家	R6.1.26	R6.3.31	支援羽数 17,000羽	支援羽数 17,795羽
14	物価高騰対応上水道基本料金支援(生活者)	21,181,800	21,181,800	21,181,800					-	①重要な生活インフラであり、ほぼ全世帯に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している生活者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金(メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く)の減免に係る費用 ③【事業費合計21,221千円】 6,413戸×一般用基本料金1,600円×2か月=20,521,600円 36戸×大口1用基本料金7,700円×2か月=554,400円 5戸×大口2用基本料金14,500円×2か月=145,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和6年1月1日～2月29日の間に量水器検針を受け、令和6年2月分水道料金が確定した者 (2)令和6年2月1日～3月31日の間に量水器検針を受け、令和6年3月分水道料金が確定した者 ただし、官公庁庁舎、茨城県警察本部駐在所事務室を対象から除く。	R6.2.1	R6.3.31	対象6,454戸すべての基本料金を減免	6,448戸の基本料金を減免し、物価高騰に直面している生活者の支援に寄与した。
15	物価高騰対応上水道基本料金支援(医療施設等)	752,800	752,800	752,800					-	①重要な事業インフラであり、ほぼ全事業所に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している事業者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金(メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く)の減免に係る費用 ③【事業費合計746,400円=746千円】 33所×一般用基本料金1,600円×2か月=105,600円 2所×大口1用基本料金7,700円×2か月=30,800円 14所×大口2用基本料金14,500円×2か月=406,000円 3所×団体用基本料金2,000円×2か月=12,000円 16所×学校用基本料金6,000円×2か月=192,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和6年1月1日～2月29日の間に量水器検針を受け、令和6年2月分水道料金が確定した者 (2)令和6年2月1日～3月31日の間に量水器検針を受け、令和6年3月分水道料金が確定した者 ただし、官公庁庁舎、茨城県警察本部駐在所事務室を対象から除く。	R6.2.1	R6.3.31	対象68事業所すべての基本料金を減免	70事業所の基本料金を減免し、物価高騰に直面している事業者の支援に寄与した。
16	物価高騰対応上水道基本料金支援(中小企業等)	2,659,200	2,659,200	2,659,200					-	①重要な事業インフラであり、ほぼ全事業所に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している事業者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金(メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く)の減免に係る費用 ③【事業費合計2,671,800=2,672千円】 479所×一般用基本料金1,600円×2か月=1,532,800円 25所×大口1用基本料金7,700円×2か月=385,000円 26所×大口2用基本料金14,500円×2か月=754,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和6年1月1日～2月29日の間に量水器検針を受け、令和6年2月分水道料金が確定した者 (2)令和6年2月1日～3月31日の間に量水器検針を受け、令和6年3月分水道料金が確定した者 ただし、官公庁庁舎、茨城県警察本部駐在所事務室を対象から除く。	R6.2.1	R6.3.31	対象530事業所すべての基本料金を減免	526事業所の基本料金を減免し、物価高騰に直面している事業者の支援に寄与した。
17	物価高騰対応上水道基本料金支援(公の施設)	492,800	492,800	492,800					-	①物価高騰等の影響下において、直接住民の用に供する公の施設である公園等を安定的に運営するため、上水道料金を減免し、物価高騰等の影響を受けている住民の日常生活を維持する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金(メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く)の減免に係る費用 ③【事業費合計510,600=511千円】 101所×一般用基本料金1,600円×2か月=323,200円 1所×大口1用基本料金7,700円×2か月=15,400円 4所×大口2用基本料金14,500円×2か月=116,000円 14所×団体用基本料金2,000円×2か月=56,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和6年1月1日～2月29日の間に量水器検針を受け、令和6年2月分水道料金が確定した者 (2)令和6年2月1日～3月31日の間に量水器検針を受け、令和6年3月分水道料金が確定した者 ただし、官公庁庁舎、茨城県警察本部駐在所事務室を対象から除く。	R6.2.1	R6.3.31	対象120か所すべての基本料金を減免	119箇所の基本料金を減免し、物価高騰の影響による公園等の安定運営を図り住民の日常生活の維持に寄与した。

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業効果

No	交付対象事業の名称	A		B					C その他 (一般財源 や補助対象 外経費等)	事業の概要(実施計画) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 初期	事業 終期	成果 目標	成果	
		総事業費	交付金	B 1		B 2		B 3							
				国のR5補正 予算分 (推奨事業 メニュー 分)	国のR5補正 予算分 (低所得世 帯支援枠 分) 給付費	国のR5補正 予算分 (低所得世 帯支援枠 分) 事務費	国のR5予備 費 (給付金・ 定額減税一 体支援枠 分) 給付費	国のR5予備 費 (給付金・ 定額減税一 体支援枠 分) 事務費							
18	大子町水道施設電気料高騰対策支援金	13,829,000	7,241,339	7,241,339					6,587,661	①電気料高騰により経営への影響を受けている法適用公営企業会計である水道事業に対して、電気料金高騰に係る負担増分を補助し負担軽減を図ることで、水道事業の維持及び水道料金の維持(値上げをしないこと)に繋げる。 ②水道施設に係る電気料金高騰相当分 ③電気料高騰による年間増加見込み分19,121千円 ④大子町水道事業利用者(物価高騰等の影響を受ける生活者及び事業者)ただし、官公庁庁舎、茨城県警察本部駐在所事務室を対象から除く。	R5.4.1	R6.3.31	利用者の負担増額0円	利用者の負担増額0円	
19	物価高騰対応教育活動推進事業(小学校)	3,014,338	3,014,338	3,014,338					-	①小学校の電気料金高騰相当分に物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける児童へ教育環境の提供を維持する。 ②小学校電気料高騰相当分 ③当初予算額 9,000千円 年間予算額 3,066千円+11,934千円=15,000千円 ・実績額(4~6月) 1,022千円×3月=3,066千円 ・予定額 1,326千円×9月=11,934千円 年間予算額15,000千円-当初予算額9,000千円=高騰分見込6,000千円 ④町内小学校6校	R5.4.1	R6.3.31	保護者の負担増額0円	保護者の負担増額0円となり、児童のより良い教育環境の維持を図ることが出来た。	
20	物価高騰対応教育活動推進事業(中学校)	1,032,198	1,032,198	1,032,198					-	①中学校の電気料金高騰相当分に物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける生徒へ教育環境の提供を維持する。 ②中学校電気料高騰相当分 ③当初予算額 7,200千円 年間予算額 1,959千円+8,541千円=10,500千円 ・実績額(4~6月) 653千円×3月=1,959千円 ・予定額 949千円×9月=8,541千円 年間予算額10,500千円-当初予算額7,200千円=高騰分見込3,300千円 ④町内中学校4校	R5.4.1	R6.3.31	保護者の負担増額0円	保護者の負担増額0円となり、生徒のより良い教育環境の維持を図ることが出来た。	
21	物価高騰対応公民館活動推進事業	-	-	-					-	①電気料高騰の影響が大きい中においても、公民館活動に係る各事業を延期又は中止することなく推進する。 ②施設運営にかかる電気料高騰相当分 ③年間電気料見込額10,148千円-当初予算額7,000千円=電気料高騰額3,148千円(年間電気料内訳:大子町中央公民館4,371千円、依上1,061千円、佐原425千円、黒沢1,189千円、宮川636千円、生瀬619千円、袋田334千円、上小川742千円、下小川771千円) ④大子町立中央公民館、コミュニティセンター(8カ所)	R5.4.1	R6.3.31	利用者の負担増額0円	電気料高騰分3,148千円の増額を見込んでいたが、増額分としては0円であった。	
22	物価高騰対応学校給食提供事業	847,775	847,775	847,775					-	①電気料高騰の影響が大きい中においても、学校給食を小中学校、幼稚園等へ安全安心で安定的に供給する。 ②施設運営にかかる電気料高騰相当分 ③上半期増加分 651千円 下半期増加分 2,165千円 ④大子町立学校給食センター	R5.4.1	R6.3.31	給食が提供できない等の理由により、弁当持参とする様な事態もなく、保護者の負担が増えることなく学校給食の維持ができた。	給食が提供できない等の理由による保護者の負担増額0円	